

社会福祉法人とらいふ 光風荘 運営規程

(平成 16 年 4 月 1 日 規程第 16 号)

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人とらいふ（以下「法人」という。）が設置する光風荘（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者（以下「生活介護従事者」という。）が、要介護者であって認知症の状態にある利用者（以下「入居者」という。）に対し、適切な認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 生活介護従事者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の介護及び機能訓練等を行うことにより、入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 光風荘
- (2) 所在地 東京都武蔵野市関前 3 丁目 4 番 17 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 生活介護従事者の職種及び職務内容は次のとおりとし、員数は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 統括施設長は、法人が運営する他の事業所及び従事者の管理を総合的かつ一体的に行い、又、施設長に必要な助言等を行う。
- (2) 管理者兼施設長は、生活介護従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (3) 計画作成担当者は、入居者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- (4) 生活介護従事者は、介護計画に基づき、入居者の心身の状況等を的確に把握し、介護、健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (5) 事務職員は、必要な事務及び生活介護従事者の補助的な業務を行う。
- (6) 看護職員（委託）は、協力医療機関その他の医療機関等と連携を図り、入居者の健康管理及び生活介護従事者に対して必要な助言等を行う。

(事業所の利用定員)

第 5 条 事業所の入居定員は、18 人とする。

- 共同生活住居 1 9 人
- 共同生活住居 2 9 人

(事業の提供方法)

第 6 条 事業所における介護の内容は、入居者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき、認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、

入居者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送ることができるよう努めるとともに、達成感や満足感を得ることや自信の回復を図ることができるよう配慮する。

2 入居者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送ることができるよう支援し、精神的な安定を図り、認知症の進行が緩和するよう努める。

3 事業所における年間事業計画及び日課については、別に定める。

4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入居者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とし、別表第2に定める額とする。又、生活保護受給者に指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。法定代理受領サービスであるときは、その額の1割とし、別表第2に定める額とする。

第7条の2

生活保護受給者について利用料等は、別表第3に定める。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は、共同生活上のルールを守り生活するよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

(1) 防火責任者には管理者を充て、火元責任者には事業所計画作成担当者を充てる。

(2) 常時、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

(4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

(6) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

消火・避難訓練 年2回

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止のための措置)

第10条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するための研修計画を定める。

(4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、武蔵野市に報告するとともに、再発防止を講じる。

(身体拘束の制限)

第 11 条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 施設は、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 施設における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第 12 条 生活介護従事者の質的向上を図るため研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

（個人情報の保護等）

第 13 条 事業所及び生活介護従事者は、業務上取得した利用者又はその家族に関する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、社会福祉法第 24 条に則り、その保護に努めるものとする。

2 事業所及び生活介護従事者は、個人情報の保護及び開示等については、別に定める「社会福祉法人とらいふ個人情報保護規定」により、適正に行うものとする。

3 事業所及び共同生活介護従事者は、個人情報を開示する場合は、別に定める「社会福祉法人とらいふ情報公開規程」により、適正に行うものとする。

4 生活介護従事者は、別に定める誓約書を提出するとともに「社会福祉法人とらいふにおける個人情報保護等の取扱い指針」を遵守しなければならない。又、従事しなくなった後も個人情報の保護を行わなければならない。

（苦情処理）

第 14 条 事業者は、苦情等があった場合、別に定める「社会福祉法人とらいふ苦情解決に関する規程」により、その対応及び処理について適切に行わなければならない。

2 事業所は、「社会福祉法人とらいふ苦情解決に関する規程」第 4 条の苦情受付担当者及び第 6 条の苦情解決責任者並びに第 8 条に定める第三者委員を設置するものとする。

3 苦情受付担当者及び苦情解決責任者は以下の者とする。

ア. 苦情受付担当者はユニット長とする。

イ. 苦情解決責任者は管理者とする。

4 第三者委員は、法人評議員、法人監事、学識経験者、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、民生児童委員、保護司のうちから若干名を理事会で選任する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 生活介護従事者等の職種、員数（第4条関係）

統括施設長	常勤 1人（他事業所兼務）
管理者	1人
計画作成担当者	2人
生活介護従事者	6人
事務職員	1人
看護職員	委託

別表第2 利用料等（第7条関係）

1. 介護保険適用部分の利用料

※利用者の負担額は、下表の1割、2割又は3割相当額

(1) 認知症対応型共同生活介護利用料（地域単価 10.68）

① 基本料金

要支援2	749 単位/日	7,999 円/日
要介護1	753 単位/日	8,042 円/日
要介護2	788 単位/日	8,415 円/日
要介護3	812 単位/日	8,672 円/日
要介護4	828 単位/日	8,843 円/日
要介護5	845 単位/日	9,042 円/日

② 加算

若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	1,281 円/日
看取り介護加算	死亡日以前 45 日前～31 日前	72 単位/日	768 円/日
	死亡日以前 30 日前～4 日前	144 単位/日	1,537 円/日
	死亡日の前日及び前々日	680 単位/日	7,262 円/日
	死亡日	1,280 単位/日	13,670 円/日
初期加算 ※1人につき30日分を限度		30 単位/日	320 円/日
医療連携体制加算（Ⅰ）－ハ		37 単位/日	395 円/日
退去時相談援助加算 ※利用者1人につき1回を限度		400 単位	4,272 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3 単位/日	32 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6 単位/日	64 円/日
高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅰ		10 単位/日	106 円/日
高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅱ		5 単位/日	53 円/日
協力医療機関連携加算Ⅰ		100 単位/月	1,068 円/月
協力医療機関連携加算Ⅱ		40 単位/月	427 円/月
退去時情報提供加算 ※利用者1人につき1回を限度		250 単位/月	2,670 円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ－イ）		※ ¹ 円/月	

※¹利用者ごとの1か月の所定単位数（基本単位に各種の加算分を加えた総単位数）に20.2%を乗じた単位数に、地域単価を乗じた金額。

2. 介護保険適用部分以外の費用

家賃	79,000 円/月	月の途中で入退居する場合は日額 2,700 円
共益費	22,000 円/月	日常生活に必要で共同の益に供する全てのもの
光熱水費	21,000 円/月	月の途中で入退居する場合は日額 700 円
食費	43,500 円/月	月の途中で入退居する場合は日額 1,450 円
教養娯楽費	500 円/月	新聞購読、諸行事に要する経費等
その他	実費相当額	日常生活以外の活動に要する経費、行政手続き代行に要する経費等

別表第3 利用料等（第7条の2関係）

1. 介護保険適用部分の利用料

(1) 認知症対応型共同生活介護利用料

基本料金及び加算分については、厚生労働大臣が定める額とし、別表第2と同額であるが、生活保護受給者である利用者からは認知症対応型共同生活介護に係る利用料を徴収しない。

2. 介護保険適用部分以外の費用

家賃	「生活保護号に定める住宅扶助基準額（公費）の範囲内」	月の途中で入退居する場合の日割り計算は生活保護法の取扱いに準拠する
共益費	22,000 円/月	日常生活に必要で共同の益に供する全てのもの
光熱水費	21,000 円/月	月の途中で入退居する場合は日額 700 円
食費	43,500 円/月	月の途中で入退居する場合は日額 1,450 円
教養娯楽費	500 円/月	新聞購読、諸行事に要する経費等
その他	実費相当額	日常生活以外の活動に要する経費、行政手続き代行に要する経費等